

## 「ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款」の新旧対照表

2022年10月

### A. ミリオン制度取扱い終了に伴う証券口座への移管等の経過措置を定める附則の新設

2022年12月1日を効力発生日として「ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款」を下記のとおり改定いたします。下線部が改定箇所となります。

| 改定後（新）   | 改定前（旧）   |
|--|--|
| <p><u>附則</u></p> <p>1. <u>2023年2月17日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。以下「移管日」といいます。）前の当社が定める日において申込者が次の条件のすべてを満たす場合、当社は、移管日をもって申込者がこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金のすべてを申込者が当社に開設している証券口座（非居住者である申込者の「日興のあるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管します。</u></p> <p><u>申込者が当社に証券口座を開設済みまたは当社の証券取引約款を承認のうえ、証券口座の開設の申込済みであること</u></p> <p><u>申込者が受益権を証券口座に移管する申出を当社所定の方法により行い、当社が当該申出の受理を完了していること</u></p> <p>2. <u>申込者は、2023年2月8日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。）以後、この約款に基づく口座における金銭の払込による受益権の買付けを継続できなくなるものとします。</u></p> | <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> |

| 改定後（新）   | 改定前（旧）       |
|--|--------------|
| 3. 申込者が上記1.に従い口座の受益権のすべてを証券口座に移管する際に、申込者が当社に開設する特定口座に当該受益権を受け入れることを希望する場合には、申込者は移管日前の当社が定める日までに当社における特定口座開設および特定口座への移管依頼の手続きを完了するものとします。 | (新設)         |
| 4. 申込者が上記1.により証券口座への移管の申出をされる場合または移管日時点でこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金がない場合、この約款に基づく申込者と当社との間の契約は移管日の翌日をもって終了するものとします。                      | (新設)         |
| 5. この附則は、2023年3月1日をもって削除されるものとします。   | (新設)         |
| (2022.12.1改定)  | (2022.9.1改定) |

B. ミリオン制度取扱い終了に伴う定時定額の買付サービスの廃止およびミリオン管理口座における受益権等の取扱いを定める約款の改定

2023年2月17日を効力発生日として「ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款」を「ミリオン管理口座約款」と名称変更のうえ、下記のとおり改定します。下線部が改定箇所となります。

| 改定後（新）  | 改定前（旧）  |
|---|---|
| ミリオン管理口座約款  | ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款  |
| <p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、S M B C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、<u>2023年2月17日</u>前に申込者が当社の「<u>ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款</u>」、「<u>ミリオン（けいぞく投資プラン）けいぞく投資約款</u>」、「<u>ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投資約款</u>」、「<u>ミリオン（従業員積立投資プラン）積立投資約款</u>」または「<u>ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款</u>」（以下「旧約款」と総称します。）に基づき、<u>申込者のミリオン口座にて運用してきたミリオン専用投資信託受益権</u>（以下「受益権」といいます。）および預り金の保有残高（旧約款の規定に基づき、同日前に申</p> | <p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、S M B C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>の発行する<u>下記2.(1)に掲げる投資信託受益権</u>（以下「受益権」といいます。）の<u>自動けいぞく投資</u>に関する取決めです。</p> |

| 改定後（新）   | 改定前（旧）  |      |        |                         |                                  |                       |                                |
|--|---|------|--------|-------------------------|----------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| <p><u>込者から当社に開設する証券口座への移管の申出を受けている保有残高を除き、以下「ミリオン残高」といいます。）を管理するための口座（以下「ミリオン管理口座」といいます。）に関する取決めです。</u></p> <p>当社は、この約款に従って<u>ミリオン管理口座におけるミリオン残高等の管理に関する契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。</u></p>  | <p>当社は、この約款に従って<u>自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。</u></p>   |      |        |                         |                                  |                       |                                |
| <p>2. <u>ミリオン残高の種類等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p><u>(1)当社は、旧約款に基づいて申込者が買付けを行った次に掲げる銘柄のミリオン残高について、各申込者のミリオン管理口座を設定のうえ、各申込者のミリオン口座</u></p> | <p>2. <u>申込コースおよび申込方法</u></p> <p><u>(1)申込者は、買付けを希望する受益権の種類に応じ、次に掲げるコース毎に契約を申込みものとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 587 2045 834"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 587 1585 639">コース名</th> <th data-bbox="1585 587 2045 639">受益権の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 639 1585 735"><u>インデックスポートフォリオコース</u></td> <td data-bbox="1585 639 2045 735"><u>追加型投資信託受益権（インデックスポートフォリオ）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 735 1585 834"><u>バランスポートフォリオコース</u></td> <td data-bbox="1585 735 2045 834"><u>追加型投資信託受益権（バランスポートフォリオ）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2)上記(1)の申込みは、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込みものとします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名等をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等とします。</u></p> <p><u>(3) 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者のミリオン自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。</u></p> <p><u>(4)上記(2)による申込みがあった以降において、当該申込みにより希望されたコース以外のコースの申込みを行おうとするときは、申込者は、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって行うものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> | コース名 | 受益権の種類 | <u>インデックスポートフォリオコース</u> | <u>追加型投資信託受益権（インデックスポートフォリオ）</u> | <u>バランスポートフォリオコース</u> | <u>追加型投資信託受益権（バランスポートフォリオ）</u> |
| コース名   | 受益権の種類  |      |        |                         |                                  |                       |                                |
| <u>インデックスポートフォリオコース</u>  | <u>追加型投資信託受益権（インデックスポートフォリオ）</u>  |      |        |                         |                                  |                       |                                |
| <u>バランスポートフォリオコース</u>  | <u>追加型投資信託受益権（バランスポートフォリオ）</u>  |      |        |                         |                                  |                       |                                |

| 改定後（新）  | 改定前（旧）   |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
|---|--|----------------|----------|---------------|----------|----------------|-------------|----------|------------------------|----------|----------------------|----------|---------------------|----------|---------------|----------|---------------------|----------|----------------|--|---------------------------------|----------|-----------------------|-------------|-------------|--|--|
| <p>からミリオン残高を移管し管理します。</p> <table border="1" data-bbox="103 248 1070 938"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 248 656 347">銘柄名</th> <th data-bbox="656 248 902 347">運用会社</th> <th data-bbox="902 248 1070 347">受益権の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 347 656 400">インデックスポートフォリオ</td> <td data-bbox="656 347 902 400">日興アセットマネ</td> <td data-bbox="902 347 1070 938" rowspan="9">追加型投資<br/>信託受益権</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 400 656 453">バランスポートフォリオ</td> <td data-bbox="656 400 902 453">ジメント株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 453 656 505">野村 ミリオン（インデックスポートフォリオ）</td> <td data-bbox="656 453 902 505">野村アセットマネ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 505 656 558">野村 ミリオン（バランスポートフォリオ）</td> <td data-bbox="656 505 902 558">ジメント株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 558 656 611">大和 ミリオン（従業員積立投資プラン）</td> <td data-bbox="656 558 902 611" rowspan="3">大和アセットマネ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 611 656 663">インデックスポートフォリオ</td> <td data-bbox="656 611 902 663">ジメント株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 663 656 716">大和 ミリオン（従業員積立投資プラン）</td> <td data-bbox="656 663 902 716">ジメント株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 716 656 769">ボンドミックスポートフォリオ</td> <td data-bbox="656 716 902 769"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 769 656 821">MHAMミリオン（従業員積立投資プラン）インデックス ミリオン</td> <td data-bbox="656 769 902 821" rowspan="2">アセットマネジメ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 821 656 874">MHAMミリオン（従業員積立投資プラン）ボ</td> <td data-bbox="656 821 902 874">ント One 株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 874 656 927">ンドミックス ミリオン</td> <td data-bbox="656 874 902 927"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)この契約にかかる受益権が償還されたときは、ミリオン管理口座の預り金にて償還金を管理します。</p> | 銘柄名  | 運用会社           | 受益権の種類   | インデックスポートフォリオ | 日興アセットマネ | 追加型投資<br>信託受益権 | バランスポートフォリオ | ジメント株式会社 | 野村 ミリオン（インデックスポートフォリオ） | 野村アセットマネ | 野村 ミリオン（バランスポートフォリオ） | ジメント株式会社 | 大和 ミリオン（従業員積立投資プラン） | 大和アセットマネ | インデックスポートフォリオ | ジメント株式会社 | 大和 ミリオン（従業員積立投資プラン） | ジメント株式会社 | ボンドミックスポートフォリオ |  | MHAMミリオン（従業員積立投資プラン）インデックス ミリオン | アセットマネジメ | MHAMミリオン（従業員積立投資プラン）ボ | ント One 株式会社 | ンドミックス ミリオン |  | <p style="text-align: center;">（新 設）</p> |
| 銘柄名   | 運用会社   | 受益権の種類         |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| インデックスポートフォリオ   | 日興アセットマネ   | 追加型投資<br>信託受益権 |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| バランスポートフォリオ   | ジメント株式会社   |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| 野村 ミリオン（インデックスポートフォリオ）  | 野村アセットマネ   |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| 野村 ミリオン（バランスポートフォリオ）  | ジメント株式会社   |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| 大和 ミリオン（従業員積立投資プラン）   | 大和アセットマネ   |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| インデックスポートフォリオ   |  |                | ジメント株式会社 |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| 大和 ミリオン（従業員積立投資プラン）   |  |                | ジメント株式会社 |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| ボンドミックスポートフォリオ  |  |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| MHAMミリオン（従業員積立投資プラン）インデックス ミリオン   | アセットマネジメ   |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| MHAMミリオン（従業員積立投資プラン）ボ   |  | ント One 株式会社    |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| ンドミックス ミリオン   |  |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| <p>3 . ミリオン管理口座における払込等の取扱い</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>申込者は、ミリオン管理口座において金銭の払込および買付けの申出を行うことはできません。</p>   | <p>3 . 金銭の払込</p> <p>(1)申込者は、申込コース所定の受益権を買付けるため、その口座に随時代金（以下「払込金」といいます）を払い込むことができます。</p> <p>(2)上記(1)の払込金は、毎回5千円以上千円単位とします。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |
| <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>   | <p>4 . 買付時期・価額</p> <p>(1) 当社は、申込者の口座残金が当該コース指定の受益権の買付価額に達したとき</p>  |                |          |               |          |                |             |          |                        |          |                      |          |                     |          |               |          |                     |          |                |  |                                 |          |                       |             |             |  |  |

| 改定後（新）   | 改定前（旧）   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>  | <p><u>は、その都度、遅滞なく買付けを行います。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)の買付価額は、買付日の基準価額とします。</u></p> <p><u>(3) 買付けられた受益権の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。</u></p>   |
| <p><u>4．受益権の管理</u></p> <p>(1)当社は、<u>ミリオン残高の受益権</u>を当社が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。</p> <p>(2)（省略）</p>   | <p><u>5．受益権の管理</u></p> <p>(1)当社は、<u>買い付けた受益権</u>を当社が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。</p> <p>(2)（省略）</p>   |
| <p><u>5．収益分配金の再投資</u></p> <p>(1)<u>上記4．の受益権の管理にかか</u>る受益権の収益分配金は申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者のミリオン管理口座に繰り入れ、銘柄毎にその全額をもって決算日の基準価額により買付けます。<u>当社は、買付けた受益権を上記4．(1)に準じて管理します。</u></p> <p><u>(2)買付けられた受益権の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。</u></p> | <p><u>6．収益分配金の再投資</u></p> <p>上記5．の受益権の管理にかか</p> <p>る受益権の収益分配金は申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、<u>コース毎にその全額をもって決算日の基準価額により買付けます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>   |
| <p><u>6．返還</u></p> <p>(1)当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。</p> <p>(2)上記(1)の請求は、所定の手続きにより<u>申し出いただくものとします。</u></p> <p><u>(3)上記(1)の請求による換金金額は、正午以前に返還請求に関する当社所定の書面（不備がないものに限り）が到着した場合には、当日の基準価額または買取</u></p>                           | <p><u>7．返還</u></p> <p>(1)当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。<u>この場合の換金金額は、返還請求の日の基準価額または買取価額に基づくものとします。</u></p> <p>(2)上記(1)の請求は、所定の手続きにより<u>お申し出いただくものとします。なお、上記(1)の返還請求のとき、当該代金による上記2．(1)に掲げる他のコースへの払込みをお申し出いただいた場合、当該代金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースへの払込金に充当します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> |

| 改定後（新）   | 改定前（旧）  |
|--|---|
| <p><u>価額に基づくものとし、当該書面が正午を過ぎて到着した場合には、翌営業日の基準価額または買取価額に基づくものとし。</u></p> <p><u>(4)この契約に基づく受益権が償還される場合には、その償還金を返還します。</u></p>   | <p style="text-align: right;">（新 設）</p>   |
| <p><u>7．証券口座への移管</u></p> <p><u>(1)申込者は、所定の手続きによりミリオン管理口座において保有する受益権および預り金の全部を申込者が当社に開設する証券口座（非居住者である申込者の「日興のおるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管することができます。</u></p> <p><u>(2)ミリオン管理口座および移管先の証券口座に係る申込者の氏名、住所等の登録情報が異なる場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</u></p>  | <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>   |
| <p><u>8．解 約</u></p> <p><u>(1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとし。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記5．の収益分配金の再投資により買付けられる受益権を除き、当該決算日に上記6．に基づく受益権の返還を請求することはできません。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（ 削 除 ）</u></p> <p><u>上記6．に基づき申込者がミリオン管理口座に保有している受益権の全部が換金され、申込者にその代金が返還されたときまたは上記7．に基づき申込者がミリオン管理口座で保有している受益権および預り金の全部が証券口座に移管さ</u></p> | <p><u>8．解 約</u></p> <p><u>(1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとし。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記6．の収益分配金の再投資により買い付けられる受益権を除き、当該決算日に上記7．に基づく受益権の返還を請求することはできません。</u></p> <p><u>払込金が引続き1年を超えて払い込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から1年以内に管理している受益権の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> |

| 改定後（新）  | 改定前（旧）  |
|---|---|
| <p><u>れたとき。</u></p> <p>当社が、この約款に基づく業務を営むことができなくなったとき。</p> <p><u>申込者がミリオン管理口座で保有しているミリオン残高の受益権のすべてが償還されたとき。</u></p> <p><u>申込者のミリオン管理口座が以下の状況に該当するとき。</u></p> <p><u>イ. 当社よりなされた諸通知が転居先不明等により返戻されていること</u></p> <p><u>ロ. 上記イ.の諸通知が返戻されてから1年を超えて受益権の返還請求がないこと</u></p> <p><u>ハ. 申込者の所在について、当社が確認の努力をしたにもかかわらず、不明であること</u></p> <p><u>ニ. 受益権および預り金の残高が少額（1万円未満）であること</u></p> <p>(2)この契約が<u>解約</u>されたときは、<u>上記(1)</u> に該当する場合を除き、当社は遅滞なく上記<u>6</u> . に準じて受益権を換金のうえ、その代金の返還をし、または償還金を返還します。</p> | <p>当社が、この約款に基づく<u>累積投資業務</u>を営むことができなくなったとき。</p> <p><u>この契約にかかる受益権が償還されたとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p> <p>(2)この契約が<u>解除</u>されたときは、当社は遅滞なく上記<u>7</u> . に準じて受益権を換金のうえ、その代金の返還をします。</p> |
| <p>9 . 申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。</p> <p>(2)（省 略）</p> <p><u>(3)申込者が上記(1)の住所変更の届出をされない場合において、当社からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過したとき、当社は申込者のミリオン管理口座を廃止し、申込者の預り金を当社所定の方法により、専用の口座で保管することがあります。</u></p>   | <p>9 . 申込事項等の変更</p> <p>(1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の<u>用紙</u>によって遅滞なく当社に届出いただきます。</p> <p>(2)（省 略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p>  |
| <p>（2023.2.17改定）</p>  | <p>（2022.12.1改定）</p>  |

C . 「ミリオン管理口座約款」附則の削除



上記A.により2022年12月1日に新設される附則5.の規定に基づき2023年3月1日をもって「ミリオン管理口座約款」附則1.から5.までの規定を削除します。下線部が改定箇所となります。

| 改定後（新）             | 改定前（旧）   |
|--------------------|--|
| <p><u>（削除）</u></p> | <p>附則</p>  |
| <p><u>（削除）</u></p> | <p>1. 2023年2月17日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。以下「移管日」といいます。）前の当社が定める日において申込者が次の条件のすべてを満たす場合、当社は、移管日をもって申込者がこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金のすべてを申込者が当社に開設している証券口座（非居住者である申込者の「日興のおるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管します。</p> <p>— 申込者が当社に証券口座を開設済みまたは当社の証券取引約款を承認のうえ、証券口座の開設の申込済みであること</p> <p>— 申込者が受益権を証券口座に移管する申出を当社所定の方法により行い、当社が当該申出の受理を完了していること</p> |
| <p><u>（削除）</u></p> | <p>2. 申込者は、2023年2月8日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。）以後、この約款に基づく口座における金銭の払込による受益権の買付けを継続できなくなるものとします。</p>   |
| <p><u>（削除）</u></p> | <p>3. 申込者が上記1.に従い口座の受益権のすべてを証券口座に移管する際に、申込者が当社に開設する特定口座に当該受益権を受け入れることを希望する場合には、申込者は移管日前の当社が定める日までに当社における特定口座開設および特定口座への移管依頼の手続きを完了するものとします。</p>  |
| <p><u>（削除）</u></p> | <p>4. 申込者が上記1.により証券口座への移管の申出をされる場合または移管日時点でこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金がない場合、この</p>   |



| 改定後（新）                                  | 改定前（旧）   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（削除）</p> | <p>約款に基づく申込者と当社間の契約は移管日の翌日をもって終了するものとします。</p> <p>5 . この附則は、2023年3月1日をもって削除されるものとします。</p> |
| <p>（2023.3.1改定）</p>                     | <p>（2023.2.17改定）</p>   |

以上